

## 第4回鳥取県最低賃金専門部会

1 日 時 令和2年8月6日(木) 10時30分～13時40分

2 場 所 白兔会館 2階らいちょうの間

3 出席者

### 【委員】

公益代表委員 岩井委員、佐藤委員、西村委員

労働者代表委員 河村委員、田中委員、林委員

使用者代表委員 花原委員、平木委員、宮城委員

### 【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、樽見監督課長、久保田賃金室長

西村賃金室長補佐、堀労働基準監督官、松村給付調査官

4 議 事

(1) 鳥取県最低賃金の改正審議

(2) その他

ア 今後の日程について

5 資料目次

(1) 可処分所得比率の推移

(2) 第3回専門部会資料No. 2 差し替え(「毎月勤労統計調査(鳥取県) 19.20頁」)

6 議事内容

○西村賃金室長補佐 ただいまから第4回鳥取県最低賃金専門部会を開催いたします。

本部会の成立について確認いたします。

本日の委員の出席状況につきましては、全委員に出席いただいておりますので、本専門部会が成立していることを御報告申し上げます。

また、本日の専門部会は公開の取扱いですので、事前に公示により傍聴希望者の募集を行いました結果、6名の方の傍聴の申込みがあり、取材の方が2名ありまして、計8名の方が傍聴されておられます。

また、取材に当たりまして、審議会の写真撮影をされたいと申出がありましたので、頭撮りということで、今の状況を撮影させていただきますことを御了承ください。

以上、御報告を申し上げまして、これより先の専門部会の運営を部会長にお願いいたします。

○西村部会長 皆さん、おはようございます。

今回、第4回目の専門部会となります。

本日も気温が37度と非常に暑い時期になりますが、改定の審議について金額決定をよろしく願いいたします。

では、次第に従いまして議事を進めたいと思います。

まず第1番目、鳥取県最低賃金の改正審議です。

最初に事務局から、提出資料があるようですので説明してください。

〔資料説明〕

○西村部会長 ただいまの説明について、質疑ございませんでしょうか。

○田中委員 田中でございますけども、先日の要請についてこのように即座に対応していただいたことに、まず感謝を申し上げたいと思います。

やはりここ10年間で可処分所得比率が4%低下している、逆に言えば、社会保障と税がそれだけ増えているということを全員の共通認識で、審議に反映できたらなと思っておりますので、まずこの資料を提示いただいたことに感謝を申し上げたいと思います。

ありがとうございました。以上です。

○西村部会長 それでは、金額審議に入ります。

まず初めに、前回、第3回目の専門部会で、審議の方向性についての現時点での公益委員の考えを伺いたいとの意見がありましたので、私の方から発言したいと思います。

公益委員ですので、毎年同じような発言ということになるかと思いますが、今年度の改定審議に当たって、このような考え方で審議を進めたいという、公益委員3名で話し合った結果でございます。

今年度の鳥取県地方最低賃金の改定審議に当たって、公益委員から考え方を述べたいと思います。

専門部会の公益委員は、最低賃金法第1条の目的である、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること、に沿って、労使の委員とともに金額改定の審議を進めていきたいと考えています。

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大により、急激に景気は悪化し、県内の中小企業・小規模事業者は極めて厳しい状況に置かれ、有効求人倍率の低下といった雇用への影響も見られます。

しかしながら、雇用調整助成金等を活用するなど、県内の事業主が事業の継続、そして雇用の維持に尽力されていることは間違いありません。

新型コロナウイルス感染症拡大の終息の見えない中、県内経済の受ける景気の先行きの不透明感は増している状況にあります。

今年度の最低賃金改正審議は一層慎重に行う必要があると考えています。

一方、鳥取県最低賃金専門部会は、中央最低賃金審議会で示された目安を尊重しつつ、独自性と中長期的な視野を持って改定審議を行うことは従来から委員の間でも合意事項としてきた内容であります。

近年、政府主導の下、最低賃金の大幅引上げが続いています。

しかし、ランク別の目安制度は最低賃金の地域間格差を解消することはできず、鳥取県のような地方の地域社会や経済の発展を阻害しかねません。

公益委員は長期的な視野を持って、県内経済及び社会の安定と発展に寄与する最低賃金の在り方、特に地域間格差は縮小されることが望ましいと考えています。

現在、鳥取県を含む15県の最低賃金は最も低い790円です。

中央最低賃金審議会においてランクの見直しを基礎とした諸指標から、鳥取県が全国で最も低い最低賃金となる県勢ではなく、今年度の改正審議においても鳥取県にふさわしい最低賃金の改定であるべきと考えております。

前回、労使から御意見をいただきまして、双方にかなりの差があると思っております。

現在我々が考えています方向性というのは今お示ししたとおりでございますので、この考え方を酌んでいただきまして、歩み寄りの姿勢を見せて、今回の審議に取り組んでいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、以上で公益の考え方ということで示させていただきます。

それでは、この意見を踏まえまして、前回いただいた、労働者側の委員からは800円を目指す、及び、使用者側委員からは引き上げる状況にないという提示をいただきました。

再度、提示をお願いしたいというふうに思います。

各側で協議を行えますでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）どれくらい必要ですか。

○平木委員 20分。

○西村部会長 20分。

では、まず場所の説明をお願いします。

○西村賃金室長補佐 労働者側委員におかれましては3階久松の間で、堀が、使用者側委員におかれましては1階千代の間で、私が案内いたします。

それで、公益側委員におかれましても協議をされますでしょうか。

○西村部会長 お願いします。

○西村賃金室長補佐 2階にこうのとりの間を準備しておりますのでお使いいただけたらと思います。

松村が御案内いたします。

○西村部会長 では、11時まで休会とします。

[各側協議]

○西村部会長 それでは、再開いたします。

各側とも金額の提示をお願いいたします。

労働者側からお願いできますか。

○田中委員 それでは、労働者側から意見を述べてみたいと思います。

具体的なところを述べる前に、再度、我々労働者側委員の立ち位置というか使命というものを、使用者側委員の皆さん、怒らずに聞いていただきたいなと思っております。

何度も述べていますけれども、やはりコロナ禍というのは使用者側も労働者側も非常に苦しい状況だというのは共通認識、ただそこに賃金があることによって、こうやって二項対立するのは当たり前だという思いを持っております。

我々労働者側委員の立ち位置や使命というものは、このコロナ禍の中で、立場の弱い労働者、もっと言えば最低賃金近傍で働いている労働者に元気や勇気や希望、これらを与える役割が使命といいましようか、あるんだろうと思っております。

具体的には、商品小売業あたりは短時間労働者が多くて、仕事が増えればそれをまた過剰労働的に使われ、また仕事が今回みたいに減れば、明日から当分出てこなくていいよ

という、いわゆる昔よく言われた雇用の調整に使うという実態があります。

けれども、我々労働者の代表としてはそういうところ、雇用の一番弱い人たちに光を当てる役割があると思って、今回の審議に当たるところでございます。

そういう立ち位置でございますので、ぜひとも御理解をいただければと思っております。

その中で、西村部会長の方から具体的な金額を示せという難題をいただいております。

労働者側としてはやっぱり800円を目指すという方針は全く変わっておりません。

その中で、どうやって歩み寄りを示せるかということをお三人で話し合った結果を一つ御報告したいと思います。

521回の資料の中の105ページ、求人票記載の賃金分布というのがあります。

先日、指標の中でもお示しした資料ですが、これを見ていただきますと、790円から799円のところが大体1割弱あります。

ここが例えば790円を上回るような最低賃金になった場合、必然的に求人の独自性から最低求人額が800円というところに届く可能性が大だと我々は思っております。

その額が799円なのか791円なのか、それはちょっと調査研究を深める必要がありますが、今の800円を目指したいという思いは、この求人のラインを一段上げたいと、要は1割程度の、ラインを一段上げたいという思いで、そういう表現で800円を目指すということで変わりないということをお主張させていただいております。

具体的に額というのは、今示せる状況にはないというのが実態であります。以上でございます。

○西村部会長 使用者側からの御意見をお願いいたします。

○宮城委員 使用者委員の宮城です。

毎週チラシが入るんですけども、確かに790円の求人はあります。

まあ1割があるということですので、793円というのを見た覚えがありますが、790円というのは実際にあります。これは清掃業です。

先ほど田中委員が弱い立場の労働者のことをお話しされました。

当然、そういう方々はセーフティーネットでいわゆる下支えしなければいけないという思いはありますが、翻って、立場が弱い経営者はどうなるのか。

立場が弱い経営者にセーフティーネットはあるのか、ありませんよね。

例えば後継者がいらっしやらない高齢の方とか、あるいは黒字だけれども、次の代の

人が、しかるべき人がいらっしゃらないという経営者の方は県内でかなりいらっしゃるといふ数字も出ております。

実際、事業を閉鎖するとか、そういったデータも出ておりますし、この前は事業承継の関係で、国内でも十数万社が事業承継できないのではないかと、1年以内に閉鎖するのではないかという記事が出ていました。

県内におきましては、全国で第2位の事業者の承継の後継者がいらっしゃらないという率が出ています。

ですから、弱い立場の経営者をどうやって我々は考えたらいいのかというのを考えています。

それから、先ほど公益委員の西村部会長がお話しされたとおり、やはりいつまでも平行線で話し合っても、時間を費やすだけです。西村部会長の言葉をそのまま受け継ぐとすれば、歩み寄りということで、ゼロ円あるいはマイナスということに固執してはいけないのではないかと、経営側の3人の委員でお話しさせていただきました。

それで、今の状況としては、11年前、この前資料でお示しましたけれども、2009年に目安が出ていないときがありました。

そのときは実質ゼロ円のときに1円でした、

ですから、そのときを今の状況と照らし合わせると、同じかそれ以上の状況ですけれども、西村部会長の意見というものを尊重しまして、1円ということで歩み寄りをさせていただきたいと思っております。以上です。

○西村部会長 各側からそれぞれの主張をいただきました。

労働者側からは、額については、具体的な金額が出ていない状況です。

使用者側からは歩み寄りの意向を見せていただきまして、1円という提示がございました。

これから、これを基に審議・協議を続けていきたいと思えます。

各側から何か補足または相互の意見に対しての御発言というのはございますか。

それでは、これを踏まえまして、各側からまた再度御意見をいただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○宮城委員 意見、よろしいですか。

○西村部会長 はい。

○宮城委員 恐らくはこのままでは平行線だと思いますので、先般、田中委員が言われた

ように、公益の委員の皆さんに御足労いただき、公と労の意見調整あるいは公と使の意見調整、これをやっていただき、どこか折り合い点がないのか見つけていただければ非常にありがたいと思います。以上です。

○西村部会長 そうですね、我々も前回、田中委員からの発言のとおり、公労使3者が共に協議し、今回も現状の中、改定の審議を進めていかなければならないという思いは強く思っておりますので、まず、公益も入りまして各側との協議に入りたいと思います。

できましたら、まず初めに使用者側とのお話をさせていただきたいと思います。  
それでは、事務局に場所の説明をお願いします。

○西村賃金室長補佐 1階千代の間で協議をお願いしたいと思います。

私が御案内いたします。

労働者側委員におかれましては、協議されますか。

○田中委員 ええ、ここの場所で結構です。

○西村部会長 では、しばらくの間、休会いたします。

[公益・使用者側協議]

[公益・労働者側協議]

○西村部会長 それでは、再開いたします。

先ほど、公益と使用者側そして公益と労働者側ということで、それぞれ協議をさせていただきました。

それを踏まえまして、各側から再度御意見をいただきたいかと思っております。

できましたら、まず使用者側から御発言いただければと思います。

○宮城委員 公側の委員の皆さんと話をさせていただきました。

忌憚のない意見交換をさせていただいたというふうに思っております。

逐次、我々が評価をしているのはDランクとの比較にどうしてもなりますので、隣の島根県が8月3日に第1回目の専門部会で、たしかかなりの時間を要して結審され、結論が2円引上げでした。

結果として792円ということで、これは恐らくDランクでは一番最初に出ましたので、目安は示されていませんが、これがDランクの流れになるのかなという疑念、危機感を持ちました。

我々としては、現状では引き上げるような状況ではないなという思いがありましたし、先ほどと重複しますけれども、11年前を考えますと1円までは致し方ないかなという思

いでしたが、2円が出てきました。

状況の変化を感じる中、今日、公益の委員の皆さんとお話をさせていただきまして、隣の県の2円の引上げというのがある、これを、例えば2円より上になるということになると、島根と行ったり来たりの形になって、整合性が見つけにくくなるということもありますし、隣の県に同一にする必要はありませんが、同じ山陰地区で同じような状況で、コロナの影響も同じような環境下で、隣の県とやはり同一まではしなければいけないと、公益委員の方とも御相談させていただきました。

2円の引上げということであれば全会一致で協力させていただきたい、それを超える引上げであればやはり反対せざるを得ないという結論に達しました。以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。

それでは、労働者側から御意見ををお願いします。

○田中委員 まず、使用者さんは引下げもあるのではないかという状況の中で、1円、2円と歩み寄られたことには敬意を表したいと考えております。

宮城委員と共通するところもありますが、実は2000年以降、目安が示されなかったことが3回ございまして、全て鳥取県では1円しか上がっていないという結果がございします。

そうなれば、こういう状況下でそれを上回る改定額というのは、世の流れとしては非常に厳しいものがあるのではないかという思いを持っております。

それから、よその県のことを言っただけは何なのですが、Dランク、今15県が790円で横並びですが、今回の改定額にばらつきが出ているのも事実でございます。

それはよその県のことで、それぞれの事情があることですから、とやかく言う筋合いはないですが、できればDランクがやはり低廉な賃金の労働者の底上げ、底支えということで、タッグを組んで上がっていくことが私は望ましい姿かなと、たまたま今15県が並んでおるものですから、経済事情はそれぞれ違うのでしようけれども、かなり貢献度があつたんじゃないかなという受け止めをしております。

今、使用者側から2円ということが出ましたが、先ほど言いました800円を目指すところならば、2円プラスしたら792円になります。

これによって求人が800円に動くという要素も大ではないだろうかと思っております。

今1割ぐらいは790円から799円とあります。



これがたとえ半分になったとしても、このプラスアルファされたことによって、非常にその底上げも効果的にはあるのではないかと、これはかなり期待をしております。

それから、そもそもこの審議会は、労働局長も言われましたし、審議会の会長も専門部会長も、公労使が真摯な議論の下に、できることなら全会一致ということ強く求められております。

そういうことも踏まえ、総合的に判断するならば、このコロナ禍における2円というのは非常に意義があるものではないかと受け止めております。

額面にはそれは1円でも2円でも積んだ方が我々は成果としてあるわけですけれども、やはり総合的な空気も読んでいただいているということを考えれば、全会一致という条件の下に、2円で譲歩したいという思いを持っております。以上でございます。

○西村部会長 ありがとうございます。

ほかに、委員から御発言ますか。よろしいでしょうか。

○宮城委員 一言いいですか。

○西村部会長 はい。

○宮城委員 労働者側の御意見を拝聴しました。

公益側の委員さんともお話ししましたが、今はやはり労使協調で一体となってこの難局を乗り越えないといけないという思いがありますので、今の労働者側の田中委員の言葉に非常に力強い気持ちを持って、経営者の皆さんも労使一体となって経営に邁進していただけないかと思っております。

今後とも労使一体という絆を深めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。

○西村部会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

先ほどお話しさせていただいた中で、やはり非常にこのコロナ禍の中で経営者の苦しい現状というのでも聞かせていただき、議論をさせていただきました。

この中でやはり労使の協力関係、またこの舞台では公労使が一体となって、地域経済を守る、そのためにはやはり事業の継続というのが大事であり、雇用を守っていくのが今年に関しては急務であると、今年に関してという言い方はおかしいですが、特に急務であるということは間違いないです。

その中で労働者の生活をいかに守っていくかという観点で、使用者側の方々も議論を

していただき、また労働者側の御理解も受けまして、先ほど御発言いただきましたように、2円ということで判断をいただいたところです。

そこで、我々も全会一致というものを目指しておりますので、この金額によって専門部会の採決を行っていきたいと思います。

採決は部会長を除いた委員の過半数の賛成で決議することとなっています。

全会一致をお願いしたいと思います。

現在の790円から2円引き上げて、792円にするという改定金額について、委員の皆さんの採決を求めたいと思います。

賛成の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○西村部会長 ありがとうございます。

全員賛成ですね。

全会一致ということで、鳥取県最低賃金を現行790円から2円引き上げ、792円とする改正で結審いたします。

附帯事項がありますでしょうか。

○田中委員 附帯事項というか、ちょっと意見を申し上げます。

○西村部会長 はい。

○田中委員 このコロナ禍というのが、今年だけで終わるものではないという受け止めをしております。

コロナと共生というような言葉もありますが、その中でもやはりこの最低賃金というのは、先ほど言いました低廉な賃金労働者のためのやっぱりセーフティネットとして大切なものでございます。

このような状況がずっと続いて、経済も元気にならない、賃金も上がらない、というようなところが長らく続くと非常に大変なことになると思います。

なかなか鳥取県だけで解決はできませんが、こういう経済の活性化に向けての取組強化ということも何か入れて、お互いが協調し合っって前に進めるような状況を見いだしていかないといけないと思っています。

また来年も2円、再来年も2円ということではなかなか、お互いのためにもよくないと思うので、そのあたりはちょっと何か言葉にならないかという思いを持っています。

どうでしょうか。

○西村部会長 これまでは、やはり今年に関しても2円の引上げというのをお願いするということで、事業者に対しての支援というのはこれまでと同じような附帯事項が必要と思いますが、さらに、事業継続のための支援というところを加えていけばいいかなと思います。平木委員、何かアイデアありますか。

○平木委員 何と云えばいいのか、本当にこういう経験を我々経営者もしたことがないので、どうなるのか分からない。

本当に我々に今示されるいろんな数字というのは、もう悪いほうに悪いほうにという予測しかありません。

例えば、政府にしたって、昨日ありましたけど、雇用調整助成金を12月まで延ばすよ、100%保障するから雇用を守ってくれと言ってきています。

それから、東京商工リサーチあたりの統計を見ましても、中小零細企業の全国で7.7%の企業はこれから2年以内に廃業に行くだろうと、これから1年以内で十数万社が恐らく廃業に進むだろうというような数字が出てきます。

鳥取県を見ましても、例えば商工会が昨年行いましたアンケート調査でいいますと、事業主の高齢化が進んでいるということ、それから、後継者もない事業所が7割に近い。

そういう中で、高齢の後継者が先行きの見えない経済情勢の中で、将来、これから続けていこうとしてくれるかどうか、そこら辺の、これがどうなるか極めて判断がしにくいところですが、やはり鳥取県の経済を支えていく役割を持っている、例えば商工会としては、これからやっぱりいろんな事業主の方からの声をしっかり聞いて、それから今、様々な施策が出てきていますから、それをしっかり勉強して、いろんな事業所に提案をしたり、そういうことができるようにしていくことが、これから特に大事ななと思っています。

来年のこの時期にどうなっているか、河村委員、分かりませんか。

本当に、どれだけ事業所が残っているのかもあるでしょうし、雇用の状態がどうかも分からない。

それから、どれだけ会社が利益を出しているか、赤字になっているか、とにかくこの1年は、先ほど話もありましたけど、経営者だけじゃなくて、労働者側とも一緒になってこの難局を乗り切る力を合わせる、その意識しかまはずはないと思います。

それを大前提にこれから1年間頑張っていきたいと思います。

その2円アップも厳しい事業所がたくさん絶対あります。

それをやっぱり乗り越えていくために、みんなで力を合わせて、アイデアを出し合っ

てやっていくしかないと思っておるところです。

○西村部会長 事務局から何か。

○高橋労働基準部長 では、附帯事項について今何点か御意見をいただいたのですが、その御意見を踏まえて、事務局から御提案をさせていただきます。

まず1点目が、昨年からやはり賃金の引き上げしやすい環境整備ということで取引条件の改善というのを盛り込んでおりますが、本年も、昨年と若干ニュアンスが違いますが、例えば、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や取引条件改善等に引き続き取り組むこと。

2点目として、今のこの現状を踏まえて、新型コロナウイルス感染拡大による現下の中小企業・小規模事業者の置かれている厳しい状況を踏まえ、政府による事業継続のための思い切った支援策を実行すること。

そして、田中委員からお話があった部分であり、これについては今年度の中央最低賃金審議会の公益委員見解の中にも入っておりますが、例えば、経済の循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや取引関係の適正など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金についてはさらなる引上げを目指すことが社会的に求められていることも踏まえつつ議論を行うというような、付言がついていますけれども、いかがでしょうか。

これからまとめていきますので、公労使お話をしていただければと思います。

今、私が言ったのはたたき台ですから。

○西村部会長 まず、支援策について、これまでと同様の生産性向上の支援、取引条件改善等に引き続き取り組んでほしいという附帯事項が1つ。

2つ目が、新型コロナウイルス感染拡大による中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい現状を踏まえ、政府による事業継続のための思い切った支援策を実行すること、というものを2番目にして、政府に対しての支援策の強化継続を入れたいという御提案でしたけども、その点についての文言で入れさせてもらっていいですかね。

○宮城委員 見てみないとちょっと分からないですね。

○西村部会長 そうですね、専門部会報告ですね。

○高橋労働基準部長 では、今、申し上げたものを、文書にして御提案します。

○西村部会長 3点目につきましてはちょっとまた御意見があるかなと思っておりますので、またそれを提示させていただきまして、部会報告を作っていきたいと思っております。

○河村委員 ちょっといいですか、1点だけ。

平木委員に名前を出していただきましたので、一言発言させていただきます。河村です。

今回の2円で結審というのは非常に重い結審だと思っていまして、しかも全会一致でということであれば、労使双方、公労使相互の最大限の歩み寄りだったと思っています。

ぎりぎりの攻防じゃなかろうかと、お互いの立場で、ぎりぎりの結審だったと思っています。

先ほど労働基準部長の方から御提案がありました中の事業継続ということに加えて、雇用の維持という部分もぜひ入れていただけたらなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○西村部会長 平木委員。

○平木委員 それに加えて一つ、前にも言いましたけど、鳥取県は、中小零細、下請が多い、1次下請2次下請が多い。

要するに問題は発注者側、県外のメーカーさんですけど、下請いじめのないように、御自分のところの利益を確保しようとされるのは分かりますが、今まで100円だったけど、90円だ、85円だ、70円だというような話が、持ってこられたときに我々訴えていくところがない。

非常に厳しい立場にありますので、そういう下請いじめ、自分のところの利益だけを確保するような動きのないような施策を取っていただきたいと、国にも要望していただきたいと思ひます。

○花原委員 社会保険の関係でちょっと意見を申したいのですが、雇用調整助成金でも今まで8,330円から1万5,000円になったとか、いろんな点でかなり政府の方もお金を使っていると思ひます。

だから将来、例えばコロナが終息して、5年先、10年先、実際の社会保険料がどうなっていくのかすごく疑問があります。

健康保険でもそうですが、新薬も出されて医療費が高くなって、保険料も当然高くなっていきます。

それから、年金の方も今は18.3で固定されていますが、本当に年金の方はあるお金を出していただけたら、どんどん支給が減ってくると思ひます。

いわゆるマクロで言えばスライドみたいな変なルールをつくって、多分減っていきま

す。

それから、雇用保険の方にも結局、実際、補助金も雇用保険の方から財源が出されているので、将来どうなっていくのというのがすごく不安なことです。

今現在は別にどうこうないということもあるかもしれませんが、負の遺産を将来の子供たちに送っていくというのがすごく不安に感じます。

会社が利益を出して行って、その税金で賄っていけばいいという考え方もあるかもしれませんが、なかなか利益を出していくというのは将来的に難しいと思います。

中国の関係もあって、いろんなその産業の構造から何から、中国の方に企業が出されて、中国は一国二制度の政策を取っているなので、どんどん中国からも離れていっているというのがまず現状です。

今までは会社で働いていまして、古紙の段ボール製品を作っているんですけど、今まで中国の方に古紙がどんどん輸出されていきましたが、中国が全て輸入は禁止だという政策を取りましたので、今度は東南アジアの方に持っていくというようなやり方になろうかと思っています。

市内に段ボール、古紙が出ていますが、これが需要、供給のバランスがアンバランスになって、逆に今度は有償という形に資源がなってくると思います。

だから、なかなか経済が活性化していくと何が一番いいのかというのは、ちょっと疑問に思われることもありますし、先ほど申し上げましたように社会保険の関係が将来どうなっていくのというのが、ちょっと不安要因がかなりあると思います。以上です。

○西村部会長 本本当に地域だけじゃなくて、日本経済がこれからどう維持されていくのかという、既に抱えている問題が大きすぎて、それをどこまで組み込めるか分かりませんが、たたき台を出していただきたいと思います。

それでは、専門部会、全会一致となりましたので、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会報告の案と答申文の案を事務局で作成していただきます。

どれぐらい時間がかかりますでしょうか。

○高橋労働基準部長 では、12時半再開めどということをお願いします。

○西村部会長 では、20分、25分ほどお時間をいただきたいと思います。

12時半まで休会いたします。

〔休 会〕

○西村部会長 それでは、再開します。

事務局は報告書、附帯事項について発表してください。

○高橋労働基準部長 附帯事項の案を、読み上げます。

また、併せて県内の企業は9割を超える中小企業・小規模事業者で占められ、かつ下請として事業活動に従事する事業者が多い状況において、最低賃金額の改定を円滑に実施するため、①中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や取引条件改善等に引き続き取り組むこと。

②新型コロナウイルス感染拡大による現下の中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を踏まえ、政府による事業継続・雇用の維持のための思い切った支援策を実行すること。

③今後の審議において最低賃金額の改定に当たっては、労使が協調して鳥取県の発展に取り組むことが求められていることを踏まえ、議論を行うことが適当である。

これでよろしいでしょうか。

〔文面修正〕

○高橋労働基準部長 分かりました。では、10分時間を下さい。

○西村部会長 では、10分休会します。

〔休 会〕

○西村部会長 では、再開します。

事務局から読み上げてもらいましょうか。

○久保田賃金室長 それでは、読み上げます。

令和2年8月6日。鳥取地方最低賃金審議会、会長、岩井和由殿。鳥取地方最低賃金審議会、鳥取県最低賃金専門部会、部会長、西村教子。

鳥取県最低賃金の改定決定に関する報告書。当専門部会は、令和2年6月30日鳥取地方最低賃金審議会において付託された鳥取県最低賃金の改定決定について慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、平成30年10月5日発効の鳥取県最低賃金（時間額762円）は、平成30年度の鳥取県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

おって、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

また、併せて県内の企業は9割を超える中小企業・小規模事業者で占められ、かつ下請

として事業活動に従事する事業者が多い状況において、最低賃金額の改定を円滑に実施するため、①中小企業・小規模事業者が継続的に賃金を改定しやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や取引条件改善等に引き続き取り組むこと。②新型コロナウイルス感染拡大による現下の中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を踏まえ、政府による事業継続・雇用維持のための思い切った支援策を実行すること。③中央最低賃金審議会においては、地方経済の発展に寄与するとともに地方最低賃金審議会での議論が円滑に進むよう配慮する。配慮されたいことを附帯事項として鳥取県最低賃金審議会に報告することを提案いたします。以上です。

○西村部会長 いかがでしょうか。

〔文面修正〕

○高橋労働基準部長 はい、では、修正箇所を修正して提出いたしますので、少しお待ちください。

○西村部会長 はい。

〔休 会〕

○西村部会長 それでは、再開します。

皆さんのお手元に専門部会報告をお配りしていますが、よろしいでしょうか。

改めて、読み上げたほうがよろしいですか。本文は裏表になりますね。

○高橋労働基準部長 はい。

○西村部会長 部会報告はこれでよろしいでしょうか。

それでは、専門部会報告はこの案のとおりとし、事務局は専門部会終了後に会長に報告をしてください。

次に、全会一致となったことから本年度は審議会令第6条第5項が適用され、専門部会の結審をもって審議会の決議とするので、答申文について確認をいたします。

答申文案が今作成中ということですので、しばらくお待ちください。

答申案が出来上がったようですので、確認をお願いします。

○久保田賃金室長 では、読み上げます。

令和2年8月6日。鳥取労働局長、石田聡殿。鳥取地方最低賃金審議会会長、岩井和由。鳥取県最低賃金の改正決定について（答申）。

当審議会は、令和2年6月30日付鳥労発基0630第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達した



ので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付中央最低賃金審議会の、平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）、の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、平成30年10月5日発効の鳥取県最低賃金（時間額762円）は、平成30年度の鳥取県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

また、併せて県内の企業は、9割を超える中小企業・小規模事業者で占められ、かつ下請として事業活動に従事する事業者が多い状況において、最低賃金額の改定を円滑に実施するため、下記を実施するよう強く要望する。

①中小企業・小規模事業者が継続的に賃金を改定しやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府は生産性向上の支援や取引条件改善等に引き続き取り組むこと。

②新型コロナウイルス感染拡大による現下の中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を踏まえ、政府は事業継続・雇用維持のための思い切った支援策を実行すること。

③中央最低賃金審議会においては、地方経済の発展に寄与するとともに地方最低賃金審議会で議論が円滑に進むよう配慮されたいこと。

別紙1、鳥取県最低賃金。1、適用する地域。鳥取県の区域。2、適用する使用者。前号の地域内で事業を営む使用者。3、適用する労働者。前号の使用者に使用される労働者。4、前号の労働者に係る最低賃金額。1時間792円。5、この最低賃金において賃金に算入しないもの。精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6、効力発生の日。法定どおり。

別紙2。鳥取県最低賃金と生活保護との比較について。1、地域別最低賃金。件名、鳥取県最低賃金。2、最低賃金額、時間額762円。3、発効日、平成30年10月5日。

2、生活保護水準。1、比較対象者。18から19歳・単身世帯者。2、対象年度。平成30年度。3、生活保護水準（平成30年度）。生活扶助基準（第1類費プラス第2類費プラス期末一時扶助費）の鳥取県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（9万2,275円）。

3、生活保護に係る施策との整合性について。上記1（2）に掲げる金額の1か月換算額と上記2（3）に掲げる金額とを比較すると鳥取県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

1か月換算額について。762円掛ける173.8（1か月平均法定労働時間数）掛ける0.818（可処分所得の総所得に対する比率）イコール10万8,332円。これは

令和2年7月10日に開催された、中央最低賃金審議会第2回目安小委員会で提出された「生活保護と最低賃金」グラフに示された比率でございます。以上でございます。

○西村部会長 答申文はこれでよろしいでしょうか。

それでは、答申文はこの案のとおりとします。

答申文を労働基準部長に渡します。

では、よろしく申し上げます。

〔部会長から労働基準部長に答申文手交〕

○高橋労働基準部長 ありがとうございます。

ただいま、石田鳥取労働局長に代わりまして、西村部会長から答申を頂きました。

この4回にわたります専門部会において、公労使委員の皆様方に本当に真摯に御協議いただきまして、全会一致と2円上げるという本当に厳しい中で判断いただいたところでございます。

今回の審議会の中でも労使一体という言葉が出ておりましたが、やはりこの難局を乗り越えるためには労使が一体となって取り組んでいくこと。

このメッセージが今回、全会一致で2円引き上げるという結果を鳥取県民にメッセージとして届くのではないかというふうに思っております。

特に労使の皆様方いろいろ難しいお立場である中で、こうした御英断をいただきましたことを誠に感謝申し上げます。

この答申を受けまして、労働局といたしましては、異議審議を通してこれが決定した後は県内の周知、広報に努めますとともに、また決定していただきました792円の最低賃金の履行確保に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日は本当にどうもありがとうございました。

○西村部会長 1番の議事、改定金額についての審議を終わりたいと思います。

議事の2番、その他、今後の日程についてですが、事務局から説明をお願いします。

○西村賃金室長補佐 答申を頂きましてありがとうございます。

今後の日程について御説明いたします。

改正となりました鳥取県最低賃金の異議の申出の公示を本日8月6日から8月21日まで行います。

この期間に異議申出がありますと、8月24日月曜日の午前中に第522回審議会を

ここ白兔会館において開催し、異議について審議していただきたいと考えております。

開催につきましては、また後日連絡の方をさせていただきたいと思っております。

この場合ですけれども、手続を進めていきますと改正された鳥取県最低賃金につきましては、10月2日火曜日発効を予定しております。以上です。

○西村部会長 日程の確認がございましたが、よろしいでしょうか。

本日予定しました議事が終了いたしました。各委員から御発言はありますでしょうか。事務局から何かございますか。

○高橋労働基準部長 1つだけ。本日はいろいろ、事務局としていろいろ不手際がございまして、ちょっとプリンターの調子が悪いとか、事前にしっかりやっておけばよかったものを、先生方、非常に貴重なお時間を浪費させていただきました。今後こういうことがないように事務局といたしましてもしっかりやっていきたいと思っております。本日は誠に申し訳ございませんでした。

○西村部会長 この専門部会は第4回目で終了ということになります。

最後になりましたので、部会長から少し御挨拶をさせていただきます。

今年、今年度におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大ということで、景気の大規模な悪化というものが認められましたが、この専門部会の中での公労使の話し合いの中、地域経済の安定、発展のためにはやっぱり労使の協力の下での事業維持、雇用の安定というものが必要であるということが確認されまして、さらに全会一致で2円の引上げという回答をいただきまして、本当にありがとうございます。

これから事務局は事業継続、雇用維持のために各支援策を各事業者へアピールしていただき、利用していただくような取組、または賃金引上げに関しての宣伝、広報に取り組んでいただきたいというふうに思います。

長時間になりましたけれども、ありがとうございました。

それでは、専門部会を終わりたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。